

第4回農業委員会定例会(議事録)

午前 10 時 00 分

1. 日 時 平成28年4月28日(木)

午前 10 時 30 分

2. 場 所 竹原市民館 2階 第2,3会議室

3. 出席委員 1 番 日下博美, 2 番 石本 進, 3 番 土居民喜, 4 番 信友莊三郎,  
5 番 佐伯博美, 6 番 沖野武司, 7 番 山本茂明, 9 番 吉木 徹,  
11 番 西野勇一,  
欠席委員 10 番 井上美津子, 12 番 祐本征武,

4. 説明員 事務局長 桶本哲也, 主任主事 道面篤信, 主事 森永真二, 技師 西原正教

5. 審議案件 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第16号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第17号 竹原市農業委員会の28年度の目標及びその達成に向けた  
活動計画の作成について

議 長	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>それでは、ご案内申し上げた時間になりましたので、只今から第4回竹原市農業委員会総会を開催致します。</p> <p>では、まず本日の欠席委員は井上委員、祐本委員で、農業委員会等に関する法律第21条により、在任委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立していることを宣言いたします。</p> <p>日程第1、「会期の決定」を議題と致します。</p> <p>お諮り致します。今期農業委員会総会の会期は本日一日と致したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定致します。</p> <p>日程第2、「会議録署名委員の指名」を11番西野委員と1番日下委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第3、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、議案第13号について説明致します。</p> <p>本議案は農地法第3条に基づく許可申請でございます。</p> <p>譲渡人Aさん、譲受人Bさんからの申請で、権利関係につきましては、所有権移転となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、山本委員からご報告をお願いします。</p>
山本委員	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>申請地は、竹原市立賀茂川中学校より東に約60mに位置し、現地確認時、イチジク、柿、野菜等が作付されておりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは私のほうから本議案について、農地法の許可基準に適合しているかどうか、議案にあります審査事項に沿って検討した結果をご説明致します。</p> <p>まず、譲受人が今回取得する農地を含めて、全ての農地において耕作するかどうかについてですが、申請書や譲受人から提出された営農計画及び、申請時間き取り</p>

	<p>により、譲受人が権利取得後に全ての農地で耕作を行うことが認められ、審査基準に適合しております。</p> <p>次に、権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、申請書に記載された従事日数や申請時間聞き取りにより権利取得後も農作業に常時従事すると認められ、審査基準に適合しております。</p> <p>次に権利を取得する者が取得後において農地の面積の合計が農地法3条における下限面積に達しているかどうかについてですが、譲受人は地域の下限面積に適合する面積の耕作を行っており、基準に適合します。</p> <p>次に、当該農地を効率的に利用することが出来るかについてですが、該当農地が譲受人の住所より耕作可能な位置にあり、利用は容易で、農機具、農作業労働力についても、確保されていることを、申請書、営農計画及び申請時間聞き取りにより確認しており、農地を効率的に利用出来ると認められます。</p> <p>最後にこれら以外の審査項目については、該当する事項はありませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
2 番	<p>譲受人の住所が尾道市因島だが、通作に支障があるのではないか。</p>
事務局	<p>隣地のアパートの管理のために、現地に来て、その際今回譲り受ける畑を耕作すると、申請時に聞いております。</p>
議 長	<p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異 議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程4、議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、議案第14号について説明致します。</p> <p>本議案は農地法第4条に基づく許可申請でございます。</p> <p>申請人は、Cさんで、事業計画は太陽光発電施設となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、山本委員からご報告をお願いします。</p>

山本委員	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>申請地は、田万里町の竜王神社前バス停より東に約600mの位置にあり、現地確認時、草刈が行われ管理されていました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは本議案について、農地法の許可基準に適合しているかどうか、議案にあります審査事項に沿って検討した結果をご説明いたします。</p> <p>まず、立地基準の審査ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。2種農地の立地基準については、他に代替する土地がないと認められる場合は許可することとなっており、立地基準の許可要件は満たしているものと思われま。</p> <p>次に一般基準の審査で、まず信用及び資力については、申請人は過去に違反転用はありません。</p> <p>次に許可を得た後、遅れることなく申請目的どおりの事業を実施するかどうかについては、申請書類、また、申請時の聞き取りで、遅れることなく事業実施するものと認められます。</p> <p>次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また必要な場合の許可等の見込み状況については、他法令の申請は不要となっております。</p> <p>次に申請地の計画面積の妥当性については、申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、妥当であると認められます。</p> <p>次に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが、被害防除計画、申請時の聞き取り、現地確認等で、今回の農地転用で周辺農地への営農に支障は出ないものと認められます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質 疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異 議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、日程第5 議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>

局 長	<p>それでは、議案第15号について説明致します。</p> <p>本議案は農地法第5条に基づく許可申請でございます。</p> <p>件数1は、譲渡人Dさん、譲受人Eさんからの使用貸借権設定の申請で事業計画は太陽光発電施設となっております。</p> <p>件数2は、譲渡人Fさん、譲受人Gさんからの所有権移転の申請で、事業計画は一般住宅となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、山本委員からご報告をお願いします。</p>
山本委員	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>件数1は、下野町の上条橋より南に約500mに位置し、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>件数2は、JR吉名駅より、南に約1400mに位置し、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは本議案について、農地法の許可基準に適合しているかどうか、議案にあります審査事項に沿って検討した結果をご説明いたします。</p> <p>まず、立地基準の審査ですが、件数1は、都市計画区域内の用途指定地域であり、3種農地と判断いたします。よって立地基準については、原則許可することとなっております。件数2は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。2種農地の立地基準については、他に代替する土地がないと認められる場合は許可することとなっております、立地基準の許可要件は満たしているものと思われま。</p> <p>次に一般基準の審査で、まず信用及び資力については、両件数について譲受人は過去に違反転用はなく、資力も資金証明等の提出があります。</p> <p>次に許可を得た後、遅れることなく申請目的どおりの事業を実施するかどうかについては、両件数について、申請書類、また、申請時の聞き取りで、遅れることなく事業実施するものと認められます。</p> <p>次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また必要な場合の許可等の見込み状況については、両件数について、他法令の申請は不要となっております。</p> <p>次に申請地の計画面積の妥当性については、両件数について、申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、妥当であると認められます。</p> <p>最後に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが、両件数について、被害防除計画、申請時の聞き取り、現地確認等で、今回の農地転用で周辺農地</p>

<p>議 長</p>	<p>への営農に支障は出ないものと認められます。 説明は以上です。</p> <p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質 疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。 お諮りします。議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p> <p>「異 議なし」の声あり</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり決定いたします。 次に日程第6、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。 事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、議案第16号について説明致します。 本議案につきましては、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。議案に、今回新たに結ばれた案件の利用権設定の面積、対象人員等を載せていますが、内容につきましては、別添の資料のとおりとなっております。 本議案が可決の場合、平成28年5月1日付けで、公告いたします。 説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。</p> <p>「質 疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。 お諮りします。議案第16号「農用地集積利用計画の決定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異 議なし」の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり決定いたします。 次に日程第7、議案第17号「竹原市農業委員会の平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の作成について」を議題と致します。 事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、議案第17号について説明致します。 本議案につきましては、竹原市農業委員会の平成28年度の活動計画を定める</p>

<p>議 長</p>	<p>ものとなっております。</p> <p>平成28年度の計画の内容につきましては、当初平成21年にこの計画を定めましたが、計画を大幅に達成したものもありますが、達成途中のものもあり、また、現在の竹原市の農業の現状も大幅に変わっていないことから、平成26年度の計画をそのまま引き継ぐ形の目標としたいと思います。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。</p> <p>「質 疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第17号「竹原市農業委員会の平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の作成について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異 議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり決定いたします。以上をもちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(一般報告や協議事項等) なし</p> <p>以上をもちまして、第4回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成28年 4月28日

議長(会長) 祐本 征武

署名委員 西野 勇一

署名委員 日下 博美